

整備新幹線問題に関する今後の対応について

平成22年12月27日
整備新幹線問題検討会議

整備新幹線問題に関する今後の対応については、「整備新幹線の整備に関する基本方針」、「当面の整備新幹線の整備方針」及び「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」に加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いについて」（平成22年12月21日国家戦略担当大臣、財務大臣、国土交通大臣合意）を踏まえ、以下のとおりとする。

1. 建設中の区間について

引き続き、工事費の縮減に努めつつ、3.(2)のとおり貸付料を充当し「当面の整備新幹線の整備方針」等を踏まえながら、予定どおりの完成・開業を目指して着実に整備を進める。

2. 未着工の区間について

「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」に掲げる各線区の課題について、さらに詳細な検討を進める。

並行して、今年度より東北新幹線（八戸・新青森間）及び九州新幹線（博多・新八代間）の貸付料が新たに入ること、3.(2)のとおり整備新幹線の建設費への貸付料の充当が可能となること、また、先般行われた将来交通需要推計手法の改善（平成22年11月19日公表）に基づき今後需要推計を行うこと等を踏まえつつ、安定的な財源見通しの検討、線区ごとに必要となる具体的な投資効果の試算など、着工に当たっての基本的な条件について、さらに検討の深化を行う。

こうした作業を通じ、「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」等を踏まえ、着工に係る課題の解決に向けた取組を進める。

3. 地方負担の軽減について

(1) 貨物調整金制度の拡充

並行在来線の維持や並行在来線等を運行する貨物鉄道ネットワークの維持を図るため、貨物調整金制度について、平成23年度から、貨物鉄道による施設の使用や走行の実態等をより踏まえた見直しを行うこととし、具体的には、貨物と旅客の負担割合の見直し、JRから譲渡を受けた鉄道資産に係る資本費等対象経費の追加を行うこととする。

(2) 整備新幹線の建設費への貸付料の充当

貨物調整金の財源として、平成23年度から32年度までの10年間、(独)鉄道・運輸機構の特例業務勘定の資金を活用することとする(所要の法案の成立が前提)。

その貨物調整金の財源に加え、北陸新幹線(高崎・長野)の建設に係る債務償還の財源として、特例業務勘定の資金を活用することにより(所要の法案の成立が前提)、平成23年度から、貸付料を整備新幹線の建設費に充当することが可能となる。

これにより、整備新幹線の整備における地方負担の軽減を図ることとする。

4. その他

上記のほか、整備新幹線に関する諸問題について、引き続き検討を行う。